

積立定期預金

1. 商品名	・積立定期預金
2. お取扱できるお客様	・個人、法人の別を問いません。
3. 期間	・1年以上5年3ヶ月以下（3ヶ月の据置期間を含みます）
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内で掛金を分割預入 ・1回当たり100円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 計算方法 (3) 支払頻度 (4) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各分割預入時における、預入日から満期日の前日までの日数に応じた自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率を適用します。 ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年毎に利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上あるものについては、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以降に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人…20%の源泉分離課税（国税15%・地方税5%）となります。 ※ただし、マル優を利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・法人…総合課税となります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のものにはマル優の取扱いができます ・普通預金からの自動振替による預入ができます
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、分割預入ごとに、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ・ 預入期間が6ヶ月未満の場合……解約日における普通預金利率 ・ 預入期間が6ヶ月以上1年未満の場合 ……………前記6. (1)の適用利率×40% ・ 預入期間が1年以上1年6ヶ月未満の場合 ……………前記6. (1)の適用利率×50% ・ 預入期間が1年6ヶ月以上2年未満の場合 ……………前記6. (1)の適用利率×60% ・ 預入期間が2年以上2年6ヶ月未満の場合 ……………前記6. (1)の適用利率×70% ・ 預入期間が2年6ヶ月以上3年未満の場合 ……………前記6. (1)の適用利率×90%
11. 金利情報の入手方法	・窓口でお問合わせいただくかインターネットのホームページをご覧ください。

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、<u>お取引のある営業店または下記の窓口</u>にお申し出ください。 【窓口：山形中央信用組合事務部】 0238-84-2182 受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス http://yamachuu-ca.co.jp/</p> <p>・紛争解決措置 仙台弁護士会紛争解決支援センター（電話：022-223-1005）、 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で 紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、 上記山形中央信用組合事務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。 また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出 いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いた だけます。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1 （全国信用組合会館内）</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<p>・満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます。</p>

平成29年4月1日現在